

## 浄化槽工事業者の登録・届出について

浄化槽工事とは、浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更をする工事をいいます。浄化槽工事業を営もうとする者は、営業所の有無に関わらず、工事を行う都道府県ごとに登録又は届出が必要です。

### 第1 浄化槽工事業者の登録について

#### 1 登録が必要な場合

建設業法における、「土木工事業」、「建築工事業」、「管工事業」のいずれの許可も受けていない場合は、浄化槽法に基づき、浄化槽工事業者の登録を受ける必要があります。

#### 2 登録の要件

浄化槽工事業の登録をするには、次の2つの要件を満たしていなければなりません。

##### (1) 不適格要件に該当しないこと。

- ① 浄化槽法又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ② 浄化槽工事業の登録を取り消された日から2年を経過しない者
- ③ 浄化槽工事業の登録を取り消された法人において、その処分の日の前30日以内に役員<sup>注</sup>であり、かつその処分の日から2年を経過しない者
- ④ 浄化槽工事業の業務停止を命ぜられ、その停止期間が経過しない者
- ⑤ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ⑥ 浄化槽工事業者が未成年で、その法定代理人が上記①から⑤のいずれかに該当するとき。
- ⑦ 浄化槽工事業者が法人<sup>注</sup>で、役員の中に上記①から⑤のいずれかに該当する者がいるとき。
- ⑧ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

注)「役員」とは、「業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者」をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

#### 注意

上記のほか、登録申請書等に虚偽の記載があった場合や、重要な事実の記載がなかった場合も登録が拒否されますので注意してください。

##### (2) 営業所ごとに浄化槽設備士を設置していること。

### 3 登録有効期間

5年

- ※ 登録の日から5年目の対応する日をもって満了します。
- ※ 期間の満了する日の30日前までに更新の手続きが必要です。
- ※ 未更新の場合は登録抹消となり、再度の新規登録が必要です。

### 4 登録に必要な書類（新規・更新）

(1) 浄化槽工事業登録申請書（別記様式第1号）

(2) 誓約書（別記様式第2号）

(3) 工事業登録申請者の調書（別記様式第3号）

（法人の場合）

→法人の役員<sup>注</sup>全員の調書

（個人事業主の場合）

→申請者本人の調書

※ 法定代理人がいる場合はその者の調書

(4) 浄化槽設備士に関する書類

① 浄化槽設備士の調書（別記様式第4号）

② 浄化槽設備士の住民票抄本

③ 浄化槽設備士免状の写し又は浄化槽設備士証の写し

(5) 登録申請者の身分等を証明する書類

（法人の場合）

→登記事項証明書（登記簿謄本）

（個人事業主の場合）

→申請者本人の住民票抄本

注)「役員」とは、「業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者」をいい，相談役，顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず，法人に対し業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

#### メモ

- ① 住民票抄本及び登記事項証明書（登記簿謄本）は，申請日の前3か月以内に発行されたものを提出してください。
  - ② 住基ネットワークシステムによる検索を希望する場合，住民票抄本は省略できます。
- ※ ①，②は変更の届出においても同様です。

### 5 登録申請手数料

徳島県収入証紙を申請書正本に貼付して提出してください。

新規 33,000円

更新 26,000円

## 6 登録申請書の提出先

### (1) 県内業者の場合

営業所の所在地を管轄する東部県土整備局又は各総合県民局県土整備部  
※ 鳴門、松茂町、板野町が所在地の場合は、鳴門総合サービスセンター

### (2) 県外業者の場合

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地  
徳島県県土整備部建設管理課（審査担当）

## 7 変更の届出

登録内容に変更が生じた場合は、変更があった日から30日以内に「浄化槽工事業登録事項変更届出書（別記様式第7号）」を提出してください。

### 【添付書類】

変更事項	添付書類
氏名（法人にあっては代表者の氏名）、名称及び住所	（法人の場合）→登記事項証明書（登記簿謄本） （個人事業主の場合）→住民票抄本
営業所の名称及び所在地 ※ 商業登記の変更があった場合のみ	登記事項証明書（登記簿謄本）
法人の役員の氏名	・誓約書（別記様式第2号） ・調書（別記様式第3号、新任者のみ） ・登記事項証明書（登記簿謄本）
浄化槽設備士の氏名及び浄化槽設備士免状の交付番号	・調書（別記様式第4号） ・住民票抄本 ・浄化槽設備士免状の写し又は浄化槽設備士証の写し

## 8 廃業の届出

浄化槽工事業の登録を受けた者が、次のいずれかの事項に該当した場合は、30日以内に「廃業届（任意様式）」を提出してください。

事項	届出義務者
死亡した場合	相続人
法人が合併により消滅した場合	役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。この表において同じ。）であった者
法人が破産手続開始決定により解散した場合	破産管財人

事 項	届 出 義 務 者
法人が合併・破産以外の理由により解散した場合	清算人
浄化槽工事業を廃止した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浄化槽工事業者であった個人</li> <li>・ 浄化槽工事業者であった法人の役員</li> </ul>

## 9 標識等

営業所及び浄化槽工事の現場ごとに標識（別記様式第8号）を掲げなければなりません。

また、請け負った浄化槽工事1件ごとに帳簿（別記様式第10号）を作成し、営業所に備えておかなければなりません。この帳簿には浄化槽の構造図等を添付し、該当する事業年度の終了後5年間保存する必要があります。

## 10 その他

浄化槽工事業の登録を受けた者が、「土木工事業」、「建築工事業」、「管工事業」のいずれかの建設業許可を受けた場合、登録は効力を失います。引き続き浄化槽工事業を営む場合は、後述の特例浄化槽工事業者の届出が必要です。

## 第2 浄化槽工事業者の特例の届出について

### 1 届出が必要な場合

建設業法における、「土木工事業」、「建築工事業」、「管工事業」のいずれかの許可を受けている者は、浄化槽工事業の登録は不要ですが、浄化槽工事業を開始したときは遅滞なく、その旨を届け出る必要があります、この届出をした者を特例浄化槽工事業者といます。

### 2 有効期間

建設業の許可を有している期間

※ 建設業許可の有効期間は5年間となっており、建設業許可を更新した場合はその都度、特例浄化槽工事業者の変更を届け出る必要があります。

### 3 届出に必要な書類

(1) 特例浄化槽工事業者届出書（別記様式第11号）

(2) 建設業許可通知書の写し又は許可証明書

(3) 浄化槽設備士に関する書類

- ① 浄化槽設備士の調書（別記様式第4号）
- ② 浄化槽設備士の住民票抄本又はこれに代わる書面
- ③ 浄化槽設備士免状の写し又は浄化槽設備士証の写し

#### メモ

特例浄化槽工事業の届出には、住基ネットワークシステムが利用できませんので、住民票抄本又はこれに代わる書類の提出をお願いします。

※ 住民票抄本は、届出日の前3か月以内に発行されたものを提出してください。

※ 変更の届出においても同様です。

### 4 手数料

不要

### 5 届出書の提出先

(1) 県内業者の場合

営業所の所在地を管轄する東部県土整備局又は各総合県民局県土整備部

※ 鳴門、松茂町、板野町が所在地の場合は、鳴門総合サービスセンター

(2) 県外業者の場合

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

徳島県県土整備部建設管理課（審査担当）

## 6 変更の届出

届出内容に変更が生じた場合は、遅滞なく「特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書（別記様式第12号）」を提出してください。

### 【添付書類】

変 更 事 項	添 付 書 類
氏名（法人にあっては代表者の氏名）、名称及び住所	
建設業許可業種、許可番号及び許可年月日	新たな建設業許可通知書の写し又は許可証明書
営業所の名称及び所在地	
浄化槽設備士の氏名及び浄化槽設備士免状の交付番号	・調書（別記様式第4号） ・住民票抄本又はこれに代わる書面 ・浄化槽設備士免状の写し又は浄化槽設備士証の写し

## 7 廃業の届出

特例浄化槽工事業者が、浄化槽工事業を廃止した場合は、遅滞なく「廃業届（任意様式）」を提出してください。

## 8 標識等

営業所及び浄化槽工事の現場ごとに標識（別記様式第9号）を掲げなければなりません。

また、請け負った浄化槽工事1件ごとに帳簿（別記様式第10号）を作成し、営業所に備えておかなければなりません。この帳簿には浄化槽の構造図等を添付し、該当する事業年度の終了後5年間保存する必要があります。